

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 3 - 1
許認可等の種類	専用軌道敷設の認可				
根拠法令条例等・条項	専用軌道規則第1条				
許認可等の概要	一般の交通の用に供せさせる軌道を道路に敷設するときの認可				
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
基準の制定根拠	—				
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)				
期間の制定根拠	—				